

異なる経営形態の学校間の競争条件の同一化

競争条件の同一化により多様で良質な教育サービスの提供を促進すべきである。

補助金や税制上の優遇措置などについては、学校設置主体の如何にかかわらず、完全に対等なものとすべきである。

現行の学校への補助金・税制上の優遇措置等の「機関補助」から、奨学金・教育ローン等の消費者個人への直接補助への転換を検討すべきである。

競争条件の格差の現状

学生1人あたりで見た場合、国公立学校に対して私立学校を大きく上回る運営費の助成が行われており、それが授業料の格差にも反映され、私立学校を選択した国民は、国公立学校の費用の一部も合わせ、二重の負担を強いられている。

構造改革特区において株式会社、NPO法人による学校の設置が認められ、学校法人との間の競争条件の同一化が課題となっている。

具体的な方策

官民格差の是正など異なる経営形態の学校間の競争条件の同一化の一里塚として、当面、構造改革特区で認められた株式会社等により設置される学校について、学校法人と同様に私学助成、優遇税制の対象とすべきである。

教育サービスの消費者の選択を完全に自由なものとするためには、教育への公的助成の手法として米国等で実施例があるバウチャー制度の導入を検討すべきである。

学校に関する「公設民営方式」の解禁

「公設民営方式」の解禁により多様な主体の教育サービスへの参入を促すべきである。

福祉・保育など他の分野においても広く認められている「公設民営方式」を学校にも導入し、教育サービスの選択肢を拡大すべきである。

私立学校の少ない地域においても、消費者のニーズに柔軟に対応した特色ある学校経営の実現が期待できる。

低い私立学校のシェア

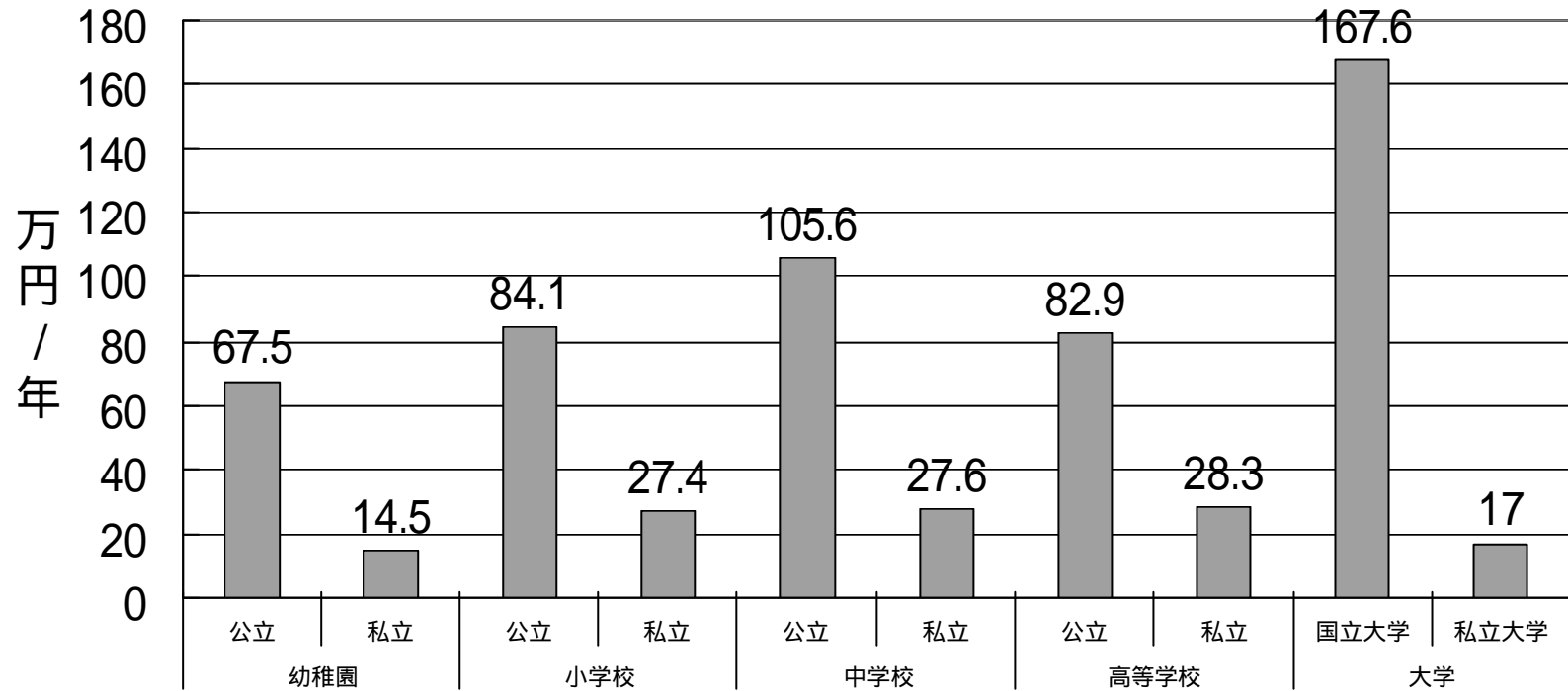
特に義務教育段階においては、私立学校のシェアが3%と極端に低く、公立学校に対する有効な競争圧力として機能せず、多様な消費者ニーズに応えられていない。

なお、構造改革特別区域推進本部決定において、特区における規制の特例措置として、「公立学校の民間への包括的な管理・運営委託については、高等学校及び幼稚園を対象として検討し、必要な措置を講ずる」とされたが、未だ実現に至っていない。

具体的な方策

教育サービスの供給面における官民格差を踏まえ、高校、幼稚園のみならず義務教育を含めた学校一般について、「公設民営方式」を速やかに解禁すべきである。

一人あたりの公的補助 年額（万円）



* 施設建設費等は含まず

* 小・中・高の公立学校は、東京都の平成15年度予算数値。私立学校は平成15年度数値

* 幼稚園のみ平成14年度予算数値。